

令和4年 田子町農業委員会 第8回総会議事録

1. 開会 令和4年8月10日(水) 午後6時30分

2. 閉会 令和4年8月10日(水) 午後7時00分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第23号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第24号

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第5 議案第25号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第6 議案第26号

農業委員会に関する法律第23条に基づく農業委員会の同意について

日程第7 その他

5. 出席委員 (7名)

1番 森崎敏 3番 山市礼子 4番 畠山嘉昭

5番 上平満広 6番 鳴滝笑美子 7番 木崎正夫 8番 細谷一夫

9番 白板文雄 10番 大坊和民

欠席委員 2番 西野榮一(欠員 0)

6. 会議署名委員

1番 森崎敏 3番 山市礼子

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板 大幸 総括主幹 袖村 征志 主事 堀川 漣

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員状況についてご報告します。欠席は、西野委員となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、8番細谷一夫にお願いします。

議長 会長よりあいさつをお願いします。

(あいさつ)

議長 ただ今から令和4年田子町農業委員会第8回総会を開会いたします。

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題と致します。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。

1番 森崎委員 3番 山市委員にお願い致します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

本日1日と決定したいと思います。お諮りいたします。ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議がないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

事務局長 それでは資料の1ページをご覧ください。

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

事務局長より説明願います。

事務局長 それでは資料の1ページをご覧ください。

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、大字田子字清水頭下モ久保2筆で現況地目は畑です。

合計面積は4,047㎡です。

申請者は、資料のとおりです。
現地については、2、3ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は交換となります。
今回総会の5条申請に係る土地との交換となります。

番号1番の案件は農地法第3条第2項の各号の審査基準を満たしているため適当であると判断致しました。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について土川推進委員から報告願います。

土川 現地調査報告いたします。
推進委員 8月4日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料2、3ページをご覧ください。
譲受人の話では、野菜を作付するということで問題は無いと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。

議長 質問・意見等ございませんか
それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第5、議案第24号「農地法第4条の第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」に入ります。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは資料の4ページになります。
議案第24号「農地法第4条の第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。
農地法施行令第1条の7第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は大字田子字二叉1筆で、現況地目は畑です。
面積は94㎡です。

転用目的は駐車場の進入路です。

現地については5、6ページをご覧ください。

今回総会の5条申請に係る駐車場への進入路として活用するとのことです。

当該農地は第1種農地と判断していますが、許可要件の集落接続を満たしており、不許可の例外に当たると判断致しました。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、土川推進委員から報告願います。

土川 推進委員 現地調査報告致します。
8月4日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は資料5、6ページをご覧ください。
譲受人の話では、駐車場への進入路として活用するという事で問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第5 議案第25号「農地法第5条の第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは、資料8ページをご覧ください。
議案第25号「農地法第5条の第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」、農地法施行令第1条の15第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるも

のであります。

番号1番、土地の所在は大字田子字天神堂平1筆で、現況地目は畑です。
面積は、368 m²です。
転用目的は、平屋建貸家の建設です。
現地については9、10ページをご覧ください。

当該農地は第3種農地と判断しているため原則許可の案件に当たります。

番号2番、土地の所在は大字田子字二又1筆で現況地目は畑です。
面積は1,993 m²です。
転用目的は、大型車両駐車場及び来客用駐車場です。
現地については11、12ページをご覧ください。

当該農地は第1種農地と判断していますが、許可要件の集落接続を満たしており、不許可の例外に当たると判断致しました。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。

新井田
推進委員

現地調査報告致します。
8月4日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は資料9、10ページをご覧ください。
譲受人の話では、平屋建貸家の建設をするということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 それでは、番号 2 番の現地調査の結果について、土川推進委員から報告願
います。

土川 現地調査報告致します。

推進委員 8月4日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料5・6ページをご覧ください。
譲受人の話では大型車両用駐車場として利用するということから問題はな
いかと思います。

以上で説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第6 議案第26号「農業委員会に関する法律第23条に基づく農業
委員会の同意について」を議題といたします。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは、資料12ページをご覧ください。
議案第26号「農業委員会に関する法律第23条に基づく農業委員会の同
意について」、下記の通り辞任届の提出があったたので、農業委員会の同意
を求めるものであります。

(事務局長説明)

議長 説明が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等はございませんか。
(異議なしの声、多数あり)

議長 全員意義無いようですので、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第7 「その他」に入ります。
事務局長より説明願います。

事務局長

①三八地区農業委員会大会について

②諸般の報告

7月総会以降の事業などについて報告します。

8月 4日(木) 審議に係る現地調査を行いました。

8月 5日(金) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

②8月総会以降の予定

8月25日(木) 申請書メ切り

9月 2日(金) 現地調査

9月13日(火) 第9回総会

18:30～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

以上で説明を終わります

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

委員

なし

議長

無いようですので、以上をもちまして令和4年田子町農業委員会第8回総会を閉会致します。

議事録署名者

議事録署名者